

飯塚市未熟児養育医療給付実施要綱

平成25年4月1日

飯塚市告示第84号

改正 H25-285、R3-316

(趣旨)

第1条 この告示は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第20条の規定に基づく養育医療の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象)

第2条 養育医療の給付対象は、飯塚市内に住所を有する乳児のうち、法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認め、次の各号のいずれかの症状等を有しているものとする。

(1) 出生時体重2,000グラム以下の者

(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示す者

ア 一般状態

(ア) 運動不安、けいれんがある者

(イ) 運動が異常に少ない者

イ 体温が摂氏34度以下の者

ウ 呼吸器、循環器系

(ア) 強度のチアノーゼが持続する者、チアノーゼ発作を繰り返す者

(イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下の者

(ウ) 出血傾向の強い者

エ 消化器系

(ア) 生後24時間以上排便のない者

(イ) 生後48時間以上おう吐が持続している者

(ウ) 血性吐物、血性便のある物

オ 黄だん

(ア) 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄だんのある者

(給付の申請)

第3条 申請は、飯塚市長(以下「市長」という。)に対し、原則として養育医療の給付が必要となった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 申請者は、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第9条第1項の規定により、当該未熟児の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、現に未熟児を監護する者)とする。

3 保護者は、養育医療給付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 養育医療意見書
- (2) 世帯調書
- (3) 委任状兼同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(H25-285、R3-316一改)

4 市長は、前項の規定により添付しなければならない書類について、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(R3-316追加)

(給付の決定)

第4条 市長は、申請があったときは速やかに養育医療を給付するか否かを決定するものとし、給付を行うことを決定したときは養育医療給付医療券(以下「医療券」という。)を申請者に交付し、又は給付を行わないことを決定したときはその理由を明らかにし申請者に通知するものとする。

2 申請者は、医療券を法第20条第5項の規定により指定を受けた病院又は診療所(以下「指定養育医療機関」という。)に提出し、医療の給付を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由により医療券を提出できない場合は、先に医療を行い、その理由がなくなった後、速やかに医療券を提出するものとする。

3 市長は、医療券の交付に際し、申請者にその取扱いについて十分指導するとともに、費用の負担及び徴収等についてあらかじめ周知しなければならない。

(医療券の取扱い)

第5条 医療券の有効期間は、当該指定養育医療機関による当該医療開始の日から、当該医療の終了の日までとする。

2 当該医療を医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある等その内容に変更を生じる場合は、市長は、その医療券の有効期間内に、養育医療給付継続・内容変更承認申請書により、継続又は内容変更の申請を行わせ、これを承認することができるものとする。

3 市長は、当該未熟児がやむを得ない理由により当該指定養育医療機関を転院する場合は、当該保護者に新たに申請を行わせ、申請書に養育医療意見書及び転院を必要とする理由を記載した証明書(いずれも医師が記載したもの)を添付させるものとする。

(医療の給付)

第6条 医療の給付は、現物給付とするが、その給付が困難であると認められる場合に限り、これに代えて養育医療に要する費用を支給するものとする。

(養育医療の給付に伴う徴収金)

第7条 法第21条の4第1項の規定により、扶養義務者から徴収する額(以下「徴収額」という。)は、当該未熟児の属する世帯の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表の徴収基準額表により算定するものとする。ただし、算定した徴収金の各月の額は、当該未熟児の当該月の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び結核予防法負担額を差し引いた額を超えないものとする。

2 市長は、前項に規定する徴収額の決定のため、養育医療給付者台帳の当該月分を取りまとめるものとする。

3 市長は、養育医療給付者台帳に基づき、徴収額の決定を行ない保護者からの委任状をもとに、飯塚市子ども医療費から自己負担額を充当するものとする。

(H25-285、R3-316一改)

(医療保険各法との関連事項)

第8条 医療保険各法と本給付との関係は、当該未熟児が医療保険各法の被扶養者等である場合は、社会保険各法による医療の給付が優先するものとし、養育医療の給付は、いわゆる自己負担分を対象とするものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月26日 告示第285号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和3年10月15日 告示第316号)

この告示は、告示の日から施行する。

別 表 徴収基準額表
(R3-316 一 改)

階層 区分	世帯の階層の区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額 のみの課税世帯			5,400	540
D 階層	A階層、B階層及びC階層を除き 当該年度分の 市町村民税の 課税世帯であ って、その市町 村民税所得割 の額の区分が 次の区分に該 当する世帯	円 所得税の年額 15,000 円以下 15,001 ~ 21,000 21,001 ~ 51,000 51,001 ~ 87,000 87,001 ~ 171,300 171,301 ~ 252,100 252,101 ~ 342,100 342,101 ~ 450,100 450,101 ~ 579,000 579,001 ~ 700,900 700,901 ~ 849,000 849,001 ~ 1,041,000 1,041,001 ~ 1,222,500 1,222,501 ~ 1,423,500 1,423,501 円以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15	7,900 10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000 82,400 102,000 123,400 147,000 172,500 199,900 229,400 全額	790 1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 左の徴収基 準額の10% ただしその 額が26,300 円に満たな い場合は

					26,300 円
備考	1	この表のC階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。			
	2	所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。			
	3	当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。			
	4	<p>徴収基準額表の適用時期</p> <p>毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。</p>			
	5	<p>徴収月額の特例</p> <p>(1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額((2)による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>(2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D15階層を除く。)</p>			
		<p style="text-align: center;">その月の入院期間</p> <p>基準月額 × $\frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$</p>			

- (3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (4) 児童に民法(明治29年法律第89号。以下「民法」という。)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を設定するものとする。

6 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

- 7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

	<p>8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p> <p>9 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯うち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。</p>
--	---